

平成25年6月12日 開会
平成25年6月 日 閉会

平成25年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書について……………	P 1
報告第2号	平成24年度江差町一般会計繰越明許費計算書について……………	P 3
報告第3号	平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書 について……………	P 7
議案第1号	江差町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について……………	P 9
議案第2号	平成25年度江差町一般会計補正予算（第4号）について……………	P 13
議案第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約 について……………	P 29
議案第4号	北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について……………	P 31
議案第5号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 33

報告第1号

平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書について

平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書について、別紙のとおり通次繰越したので地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

平成24年度 江差町一般会計 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成24年度継続費 予算現額			支出済 額及び 支出見 込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 道 支出金	地 方 債	そ の 他
10	3		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
教育費	中学校 費	江差中学校 改築整備	1,497,000,000	582,490,000	0	582,490,000	0	582,490,000	582,490,000	4,737,000	516,253,000	61,500,000	0

報告第2号

平成24年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成24年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり繰越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

平成24年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	1 社会福祉費	特別養護老人ホーム えさし荘改築補助	円 100,000,000	円 100,000,000	円	円 調定未済額 100,000,000 (内訳) 町債 100,000,000	円
6 農林水産業 費	1 農業費	農業体質強化基盤整 備(暗渠排水整備・区 画拡大)	円 32,973,000	円 32,973,000	円	円 調定未済額 32,090,000 (内訳) 国庫補助金 25,000,000 負担金 7,090,000	円 883,000
6 農林水産業 費	1 農業費	水堀排水機場附帯施 設整備	円 4,179,000	円 4,179,000	円	円 調定未済額 3,640,000 (内訳) 国庫補助金 3,640,000	円 539,000
6 農林水産業 費	1 農業費	鵜ガム附帯施設整備 負担金	円 808,000	円 808,000	円	円	円 808,000
7 商工費	1 商工費	かもめ島島上遊歩道 防護柵整備	円 9,482,000	円 9,482,000	円	円 調定未済額 8,533,000 (内訳) 道補助金 8,533,000	円 949,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路ストック点検及び 町道南ヶ丘団地線舗 装修繕	円 18,440,000	円 18,440,000	円	円 調定未済額 14,114,000 (内訳) 国庫補助金 14,114,000	円 4,326,000
8 土木費	2 道路橋梁費	除雪ドーザ購入	円 21,200,000	円 21,200,000	円	円 調定未済額 12,800,000 (内訳) 国庫補助金 12,800,000	円 8,400,000
8 土木費	6 住宅費	町営住宅南が丘第2 団地外壁等改修	円 21,838,000	円 21,838,000	円	円 調定未済額 18,690,000 (内訳) 国庫補助金 18,690,000	円 3,148,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
9 消防費	1 消防費	全国瞬時警報システム(Jアラート)自動起動装置整備	円 9,236,000	円 9,236,000	円	円 調定未済額 9,235,000 (内訳) 国庫補助金 9,235,000	円 1,000
10 教育費	2 小学校費	江差小学校屋内体育館耐震改修	円 47,393,000	円 47,393,000	円	円 調定未済額 47,366,000 (内訳) 国庫補助金 33,666,000 町債 13,700,000	円 27,000

報告第3号

平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり繰越したので地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

平成24年度 江差町公共下水道事業特別会計 事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支 出 負 担 額	左 の 内 訳		支 出 負 担 行 為 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			説明
				支 出 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一 般 財 源	
1	2		円	円	円	円	円	円	円	円	
公共下水道費	施設管理費	江差・上ノ国 下水道管理 センター曝 気装置分解 点検修理業 務	5,565,000		5,565,000		5,565,000		調定未済額 1,887,091 (内訳) 負担金 1,887,091	3,677,909	東日本大 震災に伴 う整備部 品の調達 遅延によ る事故繰 越し

議案第1号

江差町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

江差町新型インフルエンザ等対策本部条例を、次のように定める。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に伴い、町において条例を制定する必要性が生じたため。

江差町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、江差町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長をおき、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 8, 3 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 6 4 8, 6 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

平成 2 5 年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	住民参加型高齢者生活支援対策推進	1,750		1,750				
民生費	介護支援施設費	在宅型総合福祉施設運動器具整備	2,000					2,000	
農林水産業費	農業振興費	青年就農給付金事業	1,500		1,500				
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	1,789		1,789				
商工費	観光費	江差観光コンベンション協会運営補助(第60回記念かもめ島まつり開催補助)	1,000				1,000		
商工費	観光費	町営レストラン駐車場土留擁壁改修	600					600	
土木費	河川総務費	普通河川豊部内川護岸復旧工事	6,500					6,500	
土木費	都市整備事業費	歴まち景観形成補助	1,834					1,834	
土木費	都市整備事業費	街路植花活動推進	1,000					1,000	
消防費	消防施設費	檜山広域行政組合負担金(消防庁舎外部建具改修)	13,020					13,020	
消防費	災害対策費	防災資機材等備蓄施設整備	19,929			19,100		829	
教育費	(小学校費)教育振興費	中1ギャップ問題未然防止	140		140				
教育費	文化会館管理費	文化会館大ホール調光設備改修	7,250					7,250	
計			58,312		5,179	19,100	1,000	33,033	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金		261,554	5,179	266,733
	2 道 補 助 金	66,173	5,039	71,212
	3 委 託 金	12,901	140	13,041
18 繰 越 金		199	33,033	33,232
	1 繰 越 金	199	33,033	33,232
19 諸 収 入		183,263	1,000	184,263
	4 交 付 金	6,297	1,000	7,297
20 町 債		298,267	19,100	317,367
	1 町 債	298,267	19,100	317,367
歳 入 合 計		4,590,363	58,312	4,648,675

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		1,269,263	3,750	1,273,013
	1 社 会 福 祉 費	1,062,429	3,750	1,066,179
6 農 林 水 産 業 費		122,632	3,289	125,921
	1 農 業 費	86,148	3,289	89,437
7 商 工 費		197,962	1,600	199,562
	1 商 工 費	197,962	1,600	199,562
8 土 木 費		292,520	9,334	301,854
	3 河 川 費	7,972	6,500	14,472
	5 都 市 計 画 費	152,894	2,834	155,728
9 消 防 費		224,231	32,949	257,180
	1 消 防 費	224,231	32,949	257,180
10 教 育 費		354,036	7,390	361,426
	2 小 学 校 費	75,795	140	75,935
	5 社 会 教 育 費	55,533	7,250	62,783
歳 出 合 計		4,590,363	58,312	4,648,675

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災資機材等備蓄 施設整備	19,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 道 支 出 金	261,554	5,179	266,733
18 繰 越 金	199	33,033	33,232
19 諸 収 入	183,263	1,000	184,263
20 町 債	298,267	19,100	317,367
歳 入 合 計	4,590,363	58,312	4,648,675

(歳出)

単位: 千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3民 生 費	1,269,263	3,750	1,273,013	1,750			2,000
6農 林 水 産 業 費	122,632	3,289	125,921	3,289			
7商 工 費	197,962	1,600	199,562			1,000	600
8土 木 費	292,520	9,334	301,854				9,334
9消 防 費	224,231	32,949	257,180		19,100		13,849
10教 育 費	354,036	7,390	361,426	140			7,250
歳 出 合 計	4,590,363	58,312	4,648,675	5,179	19,100	1,000	33,033

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 道支出金	261,554	5,179	266,733
2 道補助金	66,173	5,039	71,212
1 民生費道費補助金	15,238	1,750	16,988
4 農林水産業費道費補助金	15,340	3,289	18,629
3 委託金	12,901	140	13,041
6 教育費委託金	0	140	140
18 繰越金	199	33,033	33,232
1 繰越金	199	33,033	33,232
1 繰越金	199	33,033	33,232
19 諸収入	183,263	1,000	184,263
4 交付金	6,297	1,000	7,297
3 商工費交付金	0	1,000	1,000
20 町債	298,267	19,100	317,367
1 町債	298,267	19,100	317,367
6 消防債	5,900	19,100	25,000
歳入合計	4,590,363	58,312	4,648,675

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	1,750	住民参加型高齢者生活支援等事業費補助
1 農 業 費 補 助 金	3,289	経営所得安定対策直接支払推進事業補助 1,789 北海道青年就農給付金事業費補助 1,500
1 小 学 校 費 委 託 金	140	中1ギャップ問題未然防止事業委託金
1 前 年 度 繰 越 金	33,033	前年度繰越金
1 商 工 費 交 付 金	1,000	いきいきふるさと推進補助
1 消 防 債	19,100	防災資機材等備蓄施設整備

(3) 歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳		
						特定財源		
						国道支出金	地方債	その他
3	民生費		1,269,263	3,750	1,273,013	1,750		2,000
	1 社会福祉費		1,062,429	3,750	1,066,179	1,750		2,000
	3 老人福祉費		295,804	1,750	297,554	1,750		
	7 介護支援施設費		14,077	2,000	16,077			2,000
6	農林水産業費		122,632	3,289	125,921	3,289		
	1 農業費		86,148	3,289	89,437	3,289		
	2 農業振興費		21,369	3,289	24,658	3,289		
7	商工費		197,962	1,600	199,562			1,000
	1 商工費		197,962	1,600	199,562			1,000
	3 観光費		21,572	1,600	23,172			1,000
8	土木費		292,520	9,334	301,854			9,334
	3 河川費		7,972	6,500	14,472			6,500
	1 河川総務費		7,972	6,500	14,472			6,500
5	都市計画費		152,894	2,834	155,728			2,834
	2 都市整備事業費		906	2,834	3,740			2,834

単位：千円

節		明
区	金 額	
8 報 償 費	532	講師謝礼外
9 旅 費	285	職員旅費 15 講師旅費 270
11 需 用 費	356	消耗品費 216 食糧費 40 印刷製本費 100
12 役 務 費	53	通信運搬費 23 手数料 30
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	74	会場使用料
18 備 品 購 入 費	450	ホワイトボード外
11 需 用 費	20	消耗品費
18 備 品 購 入 費	1,980	運動器具外
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,289	江差町地域農業再生協議会補助 1,789 青年就農給付金 1,500
15 工 事 請 負 費	600	町営レストラン駐車場土留擁壁改修工事
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,000	江差観光コンベンション協会補助金（第60回記念かもめ島まつり開催補助）
13 委 託 料	500	普通河川豊部内川護岸復旧測量調査設計委託
15 工 事 請 負 費	6,000	普通河川豊部内川護岸復旧工事
11 需 用 費	319	消耗品費
18 備 品 購 入 費	681	樽プランター

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	224,231	32,949	257,180		19,100		13,849
1 消防費	224,231	32,949	257,180		19,100		13,849
3 消防施設費	3,304	13,020	16,324				13,020
4 災害対策費	780	19,929	20,709		19,100		829
10 教育費	354,036	7,390	361,426	140			7,250
2 小学校費	75,795	140	75,935	140			
2 教育振興費	10,551	140	10,691	140			
5 社会教育費	55,533	7,250	62,783				7,250
4 文化会館管理費	26,068	7,250	33,318				7,250
歳 出 合 計	4,590,363	58,312	4,648,675	5,179	19,100	1,000	33,033

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1,834	歴まち景観形成補助
19 負担金補助及び交付金	13,020	檜山広域行政組合負担金（消防庁舎外部建具改修）
11 需用費	764	光熱水費 248 修繕料 516
15 工事請負費	1,003	防災資機材等備蓄施設設備改修工事外
17 公有財産購入費	18,162	旧江差税務署土地及び建物等取得
8 報償費	30	講師謝礼
9 旅費	79	職員旅費 67 講師旅費 12
11 需用費	31	消耗品費
15 工事請負費	7,250	文化会館大ホール舞台調光設備改修工事

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の
見込に関する調書

単位：千円

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1 普 通 債		2,232,019	2,478,973	21,900	266,191	2,234,682
(9) 消 防 債		0	0	19,100		19,100
合計	補正前の額	6,818,678	6,869,650	298,267	718,050	6,449,867
	補正額			19,100		19,100
	補正後の額	6,818,678	6,869,650	317,367	718,050	6,468,967

議案第3号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更するものとする。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について協議する必要があるため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改更する理約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附 則

この理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第4号

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の変更について協議する必要があるため。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「空知総合振興局
(34)」 を 「空知総合振興局
(35)」 に改め、「空知中部
広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「、北空知圏学校給食組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 5 号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成22年9月10日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

檜山広域行政組合による消防救急無線デジタル化に伴う事業実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に搭載し、過疎債を活用するために、当該計画を変更する必要があるため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成２２年度～平成２７年度）を次のとおり変更する。

４ 生活環境の整備

（３）計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
（４）消防施設	<u>消防救急デジタル無線整備</u>	<u>檜山広域 行政組合</u>	

_____部分を加える。